

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付要綱

(令和8年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、デジタルを活用して会計業務を担える職員の配置に要する経費を支援することで、施設長の業務負担を軽減し、保育の質の確保及び向上や園のマネジメントに注力できる環境整備を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設又は事業は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区内所在の次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（公設民営を除く。）とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により板橋区長（以下「区長」という）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く）
- (2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 子ども・子育て支援法第43条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- (4) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所

(補助対象事業)

第3条 施設長の負担軽減を目的として、主として以下の業務等を行う者を新たに配置するために、前条に規定する対象施設に対して支出した費用の一部を補助する。

- (1) 経理・会計業務
- (2) 東京都又は区への補助金等交付申請・実績報告
- (3) 区への運営費の請求
- (4) その他、施設長の補助業務

(補助対象要件)

第4条 本事業により配置する事務職員は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次のいずれかを満たす者
 - ア 対象施設において、施設長の業務負担を軽減する担当職員として、令和8年4月

1 日以降に新たに配置された者であること（令和8年4月1日以降に配置された者であって、退職者の補填や同一法人内での異動による事務職員の配置替え等により、令和8年3月31日以前の既存業務を引き継いだのみの場合を除く。）

イ 令和8年3月31日以前から雇用されている既存の職員であって、令和7年4月1日以降に施設長の業務負担軽減に資する業務を新たに担当する者

(2) 対象施設において、施設長が担う主として経理・会計業務等をサポートする者であること。

2 本事業の実施に当たっては、保育所等の実施計画を提出しなければならない。

（補助対象金額）

第5条 補助金の額は、東京都の当該年度の「子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱」に定める実施要綱3（2-1）に掲げる事業で、別表2及び別表2-2により算出した基準額によるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、本事業に要する費用について、他の補助事業によりその経費が交付される場合には、補助対象としない。

（補助金の交付申請）

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする設置者は、別に定める期日までに板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添付し、区長に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第7条 前条の規定による申請の内容を変更しようとする設置者は、別に定める期日までに板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金（変更・中止）申請書（別記第2号様式）に必要な書類を添付し、区長に提出しなければならない。

（交付決定通知等）

第8条 区長は、前2条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認める場合は板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当と認める場合は板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（事業実績報告）

第9条 交付決定者は、事業の実績について別に定める日までに板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式）を区長へ提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

3 区長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずるものとする。

(補助金の交付)

第10条 第9条2項の規定により補助金の交付確定を受けた保育施設等は、別に定める期日までに板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金請求書(別記第7号様式)により区長に請求し、補助金の交付を受けるものとする。

2 区長は、前項の請求書を受領後速やかに、補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、補助金の交付を受けた保育施設等がつぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 対象となる事業を中止したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) その他区長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消された保育施設等が既に補助金の交付を受けている場合にあつては、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を命ずる額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 交付の決定を取り消したとき。補助の対象となる事業の当該取消しに係る部分の額

(2) 第9条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき、その超える部分

(違約加算金及び延滞金)

第13条 交付決定を受けた保育施設等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 交付決定を受けた保育施設等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第14条 前条第1項の規定により、交付決定を受けた保育施設等が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 第13条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る

延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第16条 区長は、交付決定を受けた保育施設等に対し、補助金の返還を命じたにもかかわらず、当該補助金及び当該補助金に係る違約加算金又は延滞金の全部又は一部が納付されない場合において、当該交付決定事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿及び関係書類の整備保管)

第17条 補助金の交付を受けた保育施設等は、この補助金と補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第18条 この補助金の交付を受けた事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第8号様式）により区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返納しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

（申請者）
事業者名
所在地
代表者職氏名
（施設名 　　　　　　　）

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付申請書

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

（1）実施計画書

別記第2号様式（第7条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 殿

（申請者）
事業者名
所在地
代表者職氏名
（施設名 ）

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金（変更・中止）申請書

年 月 日付けで申請しました板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金について、申請内容を（変更・中止）しますので、下記のとおり、申請します。

記

1 （変更・中止）内容

2 （変更・中止）理由

別記第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり、交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助条件 板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付要綱の各規定を遵守すること。

別記第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり、不交付を決定したので通知します。

記

不交付の理由

別記第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

（申請者）
事業者名
所在地
代表者職氏名
（施設名 ）

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった、板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金に関する事業報告及び収支決算について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |

別記第6号様式（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付額確定通知書

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

別記第7号様式（第10条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 殿

(申請者)
事業者名
所在地
代表者職氏名
(施設名)

板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた板橋区保
育所等の業務負担軽減支援事業補助金を下記により交付されるよう請求します。

記

補助金額

金 _____ 円

別記第8号様式（第13条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

(申請者)
事業者名
所在地
代表者職氏名
(施設名)

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により確定した板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金について、板橋区保育所等の業務負担軽減支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 2の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳など